

議案第 49 号

瑞穂町と福生市、羽村市及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止について

瑞穂町と福生市、羽村市及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託を次のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

（提案理由）

瑞穂町と福生市、羽村市及び青梅市との間の証明書の交付等の事務委託を、令和 5 年 12 月 28 日をもって廃止するため、地方自治法第 252 条の 14 第 2 項の規定により協議したいので、本案を提出する。

瑞穂町と福生市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約等を廃止する規約

次に掲げる規約は、廃止する。

- （1）瑞穂町と福生市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 14 年 4 月 1 日東京都知事届出）
- （2）瑞穂町と羽村市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成 14 年 4 月 1 日東京都知事届出）

(3) 瑞穂町と青梅市との間の証明書の交付等の事務委託に関する
規約（平成17年7月1日東京都知事届出）

附 則

この規約は、令和5年12月29日から施行する。